

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年10月30日(2014.10.30)

【公表番号】特表2013-526596(P2013-526596A)

【公表日】平成25年6月24日(2013.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2013-033

【出願番号】特願2013-511631(P2013-511631)

【国際特許分類】

C 0 7 D 401/14 (2006.01)

A 6 1 K 31/501 (2006.01)

C 0 7 D 405/14 (2006.01)

A 6 1 P 3/10 (2006.01)

A 6 1 P 9/10 (2006.01)

A 6 1 P 11/00 (2006.01)

A 6 1 P 11/06 (2006.01)

A 6 1 P 13/12 (2006.01)

A 6 1 P 25/04 (2006.01)

A 6 1 P 29/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

【 F I 】

C 0 7 D 401/14 C S P

A 6 1 K 31/501

C 0 7 D 405/14

A 6 1 P 3/10

A 6 1 P 9/10 1 0 1

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 11/06

A 6 1 P 13/12

A 6 1 P 25/04

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 43/00 1 1 1

【誤訳訂正書】

【提出日】平成26年9月5日(2014.9.5)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

式(1)又は(1a)の上記実施態様の全てが必要によりそれらの個々の光学異性体、それらの個々の光学異性体の混合物、又はラセミ体の形態だけでなく、薬理学上許される酸とのそれらの酸付加塩の形態だけでなく、それらの溶媒和物及び/又は水和物の形態で存在してもよいことが理解されるべきである。

本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は薬物として使用し得ることが今わかった。

本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は炎症性疾患の治療のための薬物をつくるのに使用し得ることがわかった。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は炎症性疾患の治療のための薬物をつくるのに使用し得ることがわかり、

その炎症性疾患は呼吸道（気道）の炎症性疾患から選ばれる。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は炎症性疾患の治療のための薬物をつくるのに使用し得ることがわかり、その炎症性疾患は慢性閉塞性肺疾患、喘息、及び嚢胞性線維症から選ばれる。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は神経疾患の治療のため、好ましくは痛み疾患の治療のため、特に炎症性及び神経障害性の痛み疾患の治療のため、特に慢性の痛みの治療のための薬物をつくるのに使用し得ることがわかった。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は免疫関連疾患の治療のため、好ましくは真性糖尿病の治療のための薬物をつくるのに使用し得ることがわかった。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は心血管疾患の治療のため、好ましくは末梢アテローム硬化症の治療のための薬物をつくるのに使用し得ることがわかった。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は糖尿病性腎症の治療のための薬物をつくるのに使用し得ることがわかった。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0031

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0031】

本発明は薬物としての本明細書に先に、又は以下に特定される化合物を含む。本発明は炎症性疾患の治療のための薬物としての本明細書に先に、又は以下に特定される化合物を含む。本発明は炎症性疾患の治療のための薬物としての本明細書に先に、又は以下に特定される化合物を含み、その炎症性疾患は呼吸道（気道）の炎症性疾患から選ばれる。本発明は炎症性疾患の治療のための薬物としての本明細書に先に、又は以下に特定される化合物を含み、その炎症性疾患は慢性閉塞性肺疾患、喘息、及び嚢胞性線維症から選ばれる。本発明は神経疾患の治療のため、好ましくは痛み疾患の治療のため、特に炎症性及び神経の痛み疾患の治療のため、特に慢性の痛みの治療のための薬物としての本明細書に先に、又は以下に特定される化合物を含む。本発明は免疫関連疾患の治療のため、好ましくは真性糖尿病の治療のための薬物としての本明細書に先に、又は以下に特定される化合物を含む。本発明は心血管疾患の治療のため、好ましくは末梢アテローム硬化症の治療のための薬物としての本明細書に先に、又は以下に特定される化合物を含む。本発明は糖尿病性腎症の治療のための薬物としての本明細書に先に、又は以下に特定される化合物を含む。

本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は炎症性疾患の治療に使用し得ることがわかった。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は炎症性疾患の治療に使用し得ることがわかり、その炎症性疾患は呼吸道（気道）の炎症性疾患から選ばれる。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は炎症性疾患の治療に使用し得ることがわかり、その炎症性疾患は慢性閉塞性肺疾患、喘息、及び嚢胞性線維症から選ばれる。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は神経疾患の治療、好ましくは痛み疾患の治療、特に炎症性及び神経障害性の痛み疾患の治療、特に慢性の痛みの治療に使用し得ることがわかった。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は免疫関連疾患の治療、好ましくは真性糖尿病の治療に使用し得ることがわかった。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は心血管疾患の治療、好ましくは末梢アテローム硬化症の治療に使用し得ることがわかった。本明細書に先に、又は以下に特定されるこのような化合物は糖尿病性腎症の治療に使用し得ることがわかった。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0076

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0076】

### 神経疾患

本発明はまた細胞、組織、器官、動物、又は患者における少なくとも一種の神経疾患（炎症性の痛み、慢性の痛み、神経障害性の痛み、例えば、腰痛、股関節部の痛み、脚痛、非ヘルペス神経痛、後ヘルペス神経痛、糖尿病性神経障害、神経損傷誘発痛、後天性免疫不全症候群(AIDS)関連神経痛、頭部トラウマ、毒素及び化学療法により生じた神経損傷、四肢切断後遺痛、多発性硬化症、歯根剥離、痛みのあるトラウマ性単神経障害、痛みのある多発神経障害、視床痛症候群、後卒中痛、中枢神経系損傷、術後痛、手根管症候群、三叉神経痛、乳房切除後症候群、開胸術後症候群、断端痛、反復運動痛、神経痛関連痛覚過敏及び異痛、アルコール中毒及びその他の薬物誘発痛；神経変性疾患、多発性硬化症、片頭痛、AIDS複合痴呆、脱髄症、例えば、多発性硬化症及び急性横断性脊髄炎；錘体外路疾患及び小脳疾患、例えば、皮質脊髄系の病変；基底核の疾患又は小脳疾患；運動過剰の運動障害、例えば、ハンチントン舞踏病及び老人舞踏病；薬物誘発運動障害、例えば、CNSドーパミン受容体をブロックする薬物により誘発されるもの；運動機能減退の運動障害、例えば、パーキンソン病；進行性核上麻痺；小脳の構造病変；脊髄小脳変性、例えば、脊髄性運動失調、フリードライヒ運動失調、皮質小脳変性、多系変性 (Mencel, Dejerine-Thomas, Shi-Drager, 及びMachado-Joseph)；全身障害 (レフスム病、リポタンパク欠損症、運動失調、毛細血管拡張、及びミトコンドリア多系障害)；脱髄コア疾患、例えば、多発性硬化症、急性横断性脊髄炎；及び運動単位の障害、例えば、神経性筋萎縮（前角細胞変性、例えば、筋萎縮性側索硬化症、乳児性脊髄性筋萎縮及び若年性脊髄性筋萎縮）；アルツハイマー病；中年のダウン症候群；拡散性レービー体疾患；レービー体型の老人痴呆；ウェルニッケ-コルサコフ症候群；慢性アルコール中毒；クロイツフェルト-ヤコブ病；亜急性硬化性汎脳炎、ハレルフォルデン-スパッツ病；並びに拳闘家痴呆等の少なくとも一種を含むが、これらに限定されない）の変調又は治療方法を提供する。